市民公益活動公募支援事業 判定会議 判定要領

1. 判定概要

船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱(平成22年1月8日協第77号。以下「実施要綱」という。)第10条の規定による船橋市市民公益活動公募型支援事業判定会議(以下「判定会議」という。)は、判定基準に基づき、船橋市市民協働推進委員会(以下「推進委員会」という。)が判定を行い、判定結果を市長に提言する。

2. 判定基準

推進委員会は、別表の判定基準に基づき判定する。

- 3. 判定方法
- (1) 実施要綱第8条に規定する参加申込書等の形式審査は市が行う。
- (2) 推進委員会は、以下に定める判定手順に従い判定を行う。ただし、委員が申込 のあった事業並びに団体及び申込者等に関係する場合は、当該事業の判定は行わ ない。

判定手順

- ①参加申込書等を判定基準に照らし、判定する。
- ②支援金申請額の内容について、判定する。
- ③上記①、②を踏まえ、Ⅱ型支援金については団体との質疑応答(ヒアリング)を 行い、別表の判定項目ごとに採点を行う。その合計を採点合計点数とし、30点 満点とする。
- 4. 判定会議

判定会議は、ヒアリングのみ公開とする。

5. 判定結果

判定の結果は、点数による順位及び支援の適否並びに意見を付すこととする。

6. 支援の適否及び優先順位の決定

推進委員会は、次の方法により事業に対する支援の適否及び優先順位を決定する。 算出した点数に小数点第一位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入する。

- (1) 別表の判定項目ごとに各委員の採点の合計点数を委員人数分で除した項目別平 均点数を算出する。そのうち、1つでも2点未満の項目がある場合は、その時 点において支援に適さない事業とする。
- (2)(1)で算出した項目別平均点数を合計し、I型支援金においては15点以上、 Ⅱ型支援金においては18点以上を支援に適する事業とする。
- (3) 支援に適するとした事業のうち、優先順位の決定は、委員の合計点数の高い順によるものとする。
- (4) 算出した点数に小数点第一位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五

入する。

7. その他

この要領に規定するものほか、必要な事項は推進委員会と市民協働課でその都度協議する。

附則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。 附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年9月30日から施行する。 附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

判定基準

判定項目	判定の内容	配点
適格性	・団体及び事業内容が要件を全て満たしていること・市が税金を使用し、補助をするのにふさわしい事業であること	5
公益性	・利用や参加の機会が広く市民に開かれていること ・期待される効果が特定の者の利益ではなく、広く市民に行き渡ること	5
効果性	・地域における課題解決が期待できること	5
実現性	・計画の内容、方法、スケジュールが具体的であること・収支予算が適切に計上されていること・事業の実施体制が整っていること	5
必要性	・社会的必要性が認められ、市が支援すべきものであること	5
独創性/	・創意工夫がみられること ・継続性と発展性が期待できること	5
合 計		

評価点	評価の基準(適格性)
5 点	妥当である
2点	やや問題がある
0点	問題がある

評価点	評価の基準(適格性を除く)
5 点	たいへん優れている
4点	優れている
3点	概ね妥当である
2点	やや問題がある
1点	あまり評価できない
0点	全く評価できない